

# 鳥取縣公報

## 訓令

鳥取縣訓令甲第五號

第一千百十三號

昭和十五年三月十五日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5列

警	知	警	學	經	總
察	事	察	務	濟	務
	官				
	房	部	部	部	部
	署	部	部	部	部
	主				
長	事	長	長	長	長

大正九年六月鳥取縣訓令第三十九號國庫支辨ニ係ル内國旅費減額及支給規程中左ノ通改正シ道府縣  
 貸金委員會職員ハ昭和十四年七月一日以降旅行ノ者ヨリ地代家賃審査會職員ハ昭和十四年十月二十  
 一日以降旅行ノ者ヨリ各之ヲ適用ス

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣公報

毎週 火金 曜日發行

(休日ニ當ル) 時ハ翌日

昭和十五年三月十五日 第千五百十三號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

一

第八條ヲ左ノ通改正ス

第八條選舉肅正委員會委員ノ旅費ハ別表第五號、石油消費規正委員會職員、道府縣貸金委員會職員、地代家賃審査會職員ノ旅費ハ別表第六號ニ依リ支給ス但シ他官廳ノ官吏ニ付テハ其ノ官等級ニ依リ別表第七號本縣々費費支辨ニ屬スル職員ハ別表第八號ニ依ル、地代家賃審査會以外ノ委員會ノ幹事又ハ書記ニシテ待遇職員タル者ニ對スル旅費ハ支給セス

前項旅費ニシテ陸路六里鐵道七十八軒未滿ノ旅行ニ付テハ日當ヲ支給セス

本縣官吏ニ非サル選舉肅正委員會委員ニシテ選舉肅正ニ關スル事務囑託ヲ命セラレノカ肅正ノ爲ニスル講演會等ニ出席ノ用務ヲ以テ旅行スル場合ニ於テハ亦前項ノ制限ヲ除キタル第一項ノ旅費ヲ支給ス

別表中第六號ニ左ノ備考ヲ挿入ス

備考

縣外旅行ニシテ乙地方ノ場合ハ縣内ノ額ニ依ル

鳥取縣訓令甲第六號

官	總	經	學	警
房	務	務	務	察
主	部	部	部	部
事	長	長	長	長

明治三十四年十二月訓令第七十六號鳥取縣境地方測候所處務規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年三月十五日

鳥取縣訓令甲第七號

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

官	總	經	學	警	警	土	市
房	務	務	務	察	察	木	町
主	部	部	部	部	署	出	張
事	長	長	長	長	所	村	所
	長	長	長	長	長	長	長

氣象通報取扱手續左ノ通之ヲ定ム

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

氣象通報取扱手續

第一條 氣象通報トハ米子地方氣象臺ヨリ縣ニ對シ發スル地方天氣豫報、地方氣象特報、地方暴風警報並臨時ノ通報ヲ謂フ

第二條 前條ノ通報ニ依リ縣ハ直ニ電話ヲ以テ鳥取警察署、鳥取市役所、鳥取土木出張所へ通報ス

00523

ルモノトス

鳥取警察署ハ左ノ箇所へ通報スルモノトス

岩井警察署 河原警察署

若櫻警察署 智頭警察署

寶木警察署 倉吉警察署

米子地方氣象臺ヨリ通報ヲ受ケタル米子警察署ハ左ノ箇所へ通報スルモノトス

溝口警察署 黒坂警察署

八橋警察署 境警察署

第三條 前條ノ通報ヲ受ケタル各警察署ハ夫々所屬警察官派出所及駐在所へ通報スルモノトス

警察官派出所、駐在所ハ必要ニ應ジ各所在町村役場、土木出張所及河川改良事務所へ電話又ハ

口頭ヲ以テ通報スルモノトス

第四條 地方氣象特報、地方暴風警報ノ電話又ハ口頭ニ依ル通報ニ際シテハ其放送者並受報者ノ姓

名及通報ヲナシタル時刻ヲ記録シ置キ一ケ年間保存スルモノトス

第五條 地方天氣豫報、地方氣象特報、地方暴風警報ノ信號標ヲ掲揚セントスル場合ハ昭和十年七

月十三日中央氣象臺告示第二號ニ依リ氣象通知電報符號及用語ハ昭和十年八月二十日中央氣象

臺告示第三號ニ依ルベシ

第六條 地方天氣豫報ヲ受ケ之ヲ揭示セントスル場合ハ別記書式ニ依ルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年八月鳥取縣訓令甲第二十四號地方氣象特報、地方暴風警報取扱手續及同第二十五號地方天

00534

氣豫報取扱手續ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

揭示書式

地方天氣豫報(米子地方氣象臺發表)

今 晚 豫 報 文 文

明 日 豫 報 文 文

年 月 日 何 署 所 場

告 示

鳥取縣告示第百四十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル纖維品(衛生綿、脫脂綿)並食料品(小麥粉、味噌、米麴)ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

纖維品

品 名	精製 脫脂綿	包裝 種 別	五〇〇 五包	小賣業者販賣價格	一、七二	備 考
-----	--------	--------	--------	----------	------	-----

同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	衛 生 綿	同	同	同	同	同	同
二五〇	一〇〇	二五	二、〇〇〇	五〇〇	二五〇	一〇〇	二五	二、〇〇〇
〇、八二	〇、三六	〇、一一	六、〇〇	一、五五	〇、八二	〇、三六	〇、一一	六、六五

一 衛生綿ノ販賣價格ハ日本藥局方ニ定ムル脱脂綿ト同格品ノ價格トス  
 食料品  
 一 小麦粉(一袋(二二斤入)等外品(二〇斤入))

同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	強 力 品 一	品 種	製 造 業 者	銘 柄	卸 賣 價 格 (小 賣 店 店 先 渡)	小 賣 價 格 (一 袋 賣 少 量 賣 二 斤 當)	備 考
同	同	同	一	種	者	柄	格	格	
二	二	二	一	種	者	柄	格	格	
日本	日清	日本	日清	製造業者	銘柄	卸賣價格	小賣價格		
イーグル	赤鷄	ヨット	カメリヤ	銘柄	卸賣價格	小賣價格			
七、三七	七、三六	七、七七	七、七六	一袋賣	二斤當	備考			
七、四五	七、四四	七、八五	七、八四	〇、三七	〇、三九				
〇、三七	〇、三七	〇、三九	〇、三九						

同	同	同	同	同	同	薄	同	同	同
三	二	一	一	一	一	力	一	一	一
日清	日清	日清	日本	日本	日本	日清	日本	日本	日清
青蠟	特ボイス	特雀	紫曲馬	ハート	綠ABC	特雀	オリメント	青蠟	青蠟
六、二六	六、四六	六、七六	六、四六	六、三七	六、七七	六、七六	六、三七	六、二六	六、二六
六、三四	六、五四	六、八四	六、五四	六、四五	六、八五	六、八四	六、四五	六、三四	六、三四
〇、三一	〇、三二	〇、三四	〇、三三	〇、三三	〇、三四	〇、三四	〇、三三	〇、三一	〇、三一

同	同	同	同	同	同	普	同	同	同
二	二	一	一	一	一	通	一	一	一
日清	日本	日本	日清	日本	日清	品	一	日本	日本
綠龜	綠鈴	青千成	竹	鶴	紫毬	一	一	六、一二	六、二〇
三、七六	五、五四	五、五三	五、七四	五、七三	五、八一	一	一	六、二〇	六、三二
三、八四	五、六二	五、六一	五、八二	五、八一	〇、二九	一	一	〇、三一	〇、三三
〇、二二	〇、二八	〇、二八	〇、二九	〇、二九	〇、二九	一	一	〇、三一	〇、三三

一 小賣價格ハ販賣店々先渡價格トスルモ袋買ニ於テ配達ヲ爲ス場合ニハ三錢以内ノ配達賃ヲ加算スルコトヲ得

二味 贈

00539

品名	單位	販賣價格		備考
		卸賣	小賣	
一 本表價格ハ最上品ノ價格ニシテ本表以外ノ銘柄ニ付テハ從來ノ格差ニヨリ右價格ニ準ズルモノトス 二 本表價格ハ包裝費ヲ含メタル正味賣價格ニシテ樽付ノ場合ニハ樽代ヲ加算スルコトヲ得 三 卸賣價格ハ產地最寄驛レール載又ハ之ニ準ズル場合ノ價格トス 但シ賣方ト同一市町村内ノ買方ニ對シテハ持込價格トス 四 小賣價格ハ配達賃込ノ價格トス 三米 麴	同	同	〇、八五	〇、一〇
	同	同	〇、九五	〇、一一
	同	同	一、〇〇	〇、一二
	同	同	〇、八五	〇、一〇

00549

米	出 來	販賣價格	
		卸賣	小賣
一箱ノ出來上リ重量ガ右ト異ナルモノ及枳賣ノ場合ト雖モ總テ右價格ヲ基準トシ重量割合ニ依リ算出シタル額トス	出 來 上 リ 重 量 二 八 〇 匁 一 箱 (白 米 六 合 以 上) 使 用 シ タル モ ノ	〇、三七	〇、四二
二 卸賣價格、小賣價格共賣方庭先渡價格トス			

鳥取縣告示第四百十九號  
 昭和十五年三月十五日  
 鳥取縣知事 副 見 番 雄

免許證番號	住 所	氏 名
一、二五六	日野郡日野村大字津地參百貳拾九番地	山 田 哲 治

鳥取縣告示第五百十號  
 昭和十年八月鳥取縣告示第四百六十五號地方天氣豫報規程ハ之ヲ廢止ス  
 昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

○鳥取縣告示第五百五十一號  
 昭和十年八月鳥取縣告示第四百六十四號地方氣象特報ノ地方暴風警報規程ハ之ヲ廢止ス  
 昭和十五年三月十五日  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

○鳥取縣告示第五百五十二號  
 左ノ道路ノ附屬物ハ今回其ノ公用ヲ廢止ス  
 昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

米子市祇園町二丁目九番地先ヨリ二〇七番地ニ至ル延長一〇五・六米面積二〇三・九七平方米ニシテ別紙關係圖面ノ通(關係圖面ハ鳥取縣廳ニ保管)

○鳥取縣告示第五百五十三號  
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモノ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診ヲ左ノ通施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ  
 昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻
昭和十五年三月十三日	西伯郡成實村役場	成實村	午前九時
同 十四日	同 郡天津村役場	天津村	同
同 日	同 郡逢坂村役場	逢坂村	同
同 日	同 郡名和村檢診場	名和村 御來屋町	同
同 十五日	同 郡大國村役場	大國村	同
同 日	同 郡光徳村役場	光徳村	同
同 日	同 郡庄内村役場	庄内村	同
同 十六日	同 郡法勝寺牛馬市場	法勝寺村	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同
二十日	日	日	十九日	日	日	十八日	日	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡賀野村役場	郡大山村坊領	郡淀江牛馬市場	郡東長田村役場	郡所子牛馬市場	郡高麗村役場	郡上長田村役場	郡所子牛馬市場	郡高麗村役場
賀野村	大山村 <small>佐摩、坊領、宮内、平</small>	淀江町	東長田村	所子村 <small>清原、中高、野田、唐王、末長、末吉</small>	高麗村 <small>保田、稻光、上方、平田、今津</small>	上長田村	所子村 <small>神原、平木、所子、上野、福尾、國信</small>	高麗村 <small>莊田、妻、長田、安、原、木</small>
同	同	同	同	同	同	同	同	同

鳥取縣公報 第一千一百三號 昭和十五年三月十五日 (第三種郵便物認可) 一四

同	同	同	同	同	同	同	同	同
日	二十五日	日	二十三日	日	日	二十二日	日	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡大和村役場	郡五千石村役場	郡大高村役場	郡幡郷村役場	郡大山村飯戸	郡大山村赤松	郡手間村役場	郡大山村豊房	郡宇田川村役場
大和村	五千石村	大高村	幡郷村	大山村 飯戸	大山村 赤松	手間村	大山村 <small>豊房、前、今在家</small>	宇田川村
同	同	同	同	同	同	同	同	同

鳥取縣公報 第一千一百三號 昭和十五年三月十五日 (第三種郵便物認可) 一五



同 二十六日	同 郡尚德村役場	尚 德 村	同
同 日	同 郡日吉津村役場	日 吉 津 村	同
同 二十七日	米子市米子牛馬市場	米子市 <small>福生、福米、加茂 出張所管内ヲ除ク</small>	同
同 日	西伯郡巖村役場	巖 村	同
同 二十八日	米子市福米出張所	米子市 <small>福生、 福米出張所管内</small>	同
同 日	西伯郡春日村役場	春 日 村	同
同 二十九日	米子市加茂出張所	米子市加茂出張所管内	同
同 日	西伯郡縣村役場	縣 村	同
同 三十日	同 郡彦名村役場	彦名村 夜見村 富益村	同

同 日	同 郡大幡牛馬市場	大 幡 村	同
四月一日	同 郡崎津村役場	崎 津 村 和 田 村	同
同 二日	同 郡渡村役場	渡 村 外 江 村	同
同 四日	同 郡余子役場	余子、上道村 境 町	同
同 五日	同 郡大篠津検査場	大篠津村 中濱村	同

鳥取縣告示第五百五十四號

左ノ者ニ對シ今回無試験檢定ノ上各頭書ノ小學校教員又ハ幼稚園保母ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事

副

見

壽

雄

小學校本科正教員

木

村

延

壽

同

加

藤

愛

子

同

畑

野

辰

清

同

根

鈴

辰

雄

鳥取縣公報 第千百十三號 昭和十五年三月十五日 (第三種郵便物認可) 一九

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

金松清山安本金谷栗山伊崎前藤淺遠金村高有日  
下

岡井水本藤高山口原樹藤田田本尾藤畑尾田福部

鈴芳義ヲ春ま一守田幸 綾山綾節富重智君靜彰  
ル つ 鶴 惠

子子憲子野の男義子子行子喜子子枝子子子惠子

同同同尋同同同同同同同同同同同同同同同同同同

常  
小  
學  
校  
准  
教  
員

岩野松鈴北藏永武山矢高大奧淺中長德小岡尾

本坂田木村合江田口村田西田中川岡山谷本川

富光ハ一時千敦 徹麟盛隆 久喜 義 美か  
美 ル 鶴 美 惠つ

枝代コ雄子子子巖心一治章滿代枝章子稔子の

鳥取縣公報 第千百十三號 昭和十五年三月十五日 (第三種郵便物認可)

同 小學校專科正教員 (農業科)  
 同 幼稚園保母 (音樂科)  
 同 同 同

森 小 楠 倉 山 濱 野  
 田 灘 恒 崎 田 田  
 文 周 一 泰 賴 幸 康  
 子 市 郎 子 子 子 子

◆鳥取縣告示第百五十五號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

記號	番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
鳥ひ	二二〇	中村 豊實	鳥取市東品治町日ノ九自動車株式會社	一〇、八、六	一五、一、二九	
同	四五七	谷尾 正信	同	一二、一二、二六	一四、一〇、一八	

同	五三二	高田 初枝	同	一三、九、一四	一五、一、六	
鳥ひは	一四三	廣田 龜雄	日ノ九商事株式會社	一四、八、九	一五、二、二	
鳥とへ	一〇	山根 隆晴	鳥取市三軒屋町鳥取瓦葺株式會社	六、四、一	一四、一〇、二	
西はと	二八	足立 徳利	西伯郡境町濱田製材所	一四、九、一二	一五、二、一二	
西ゆい	一、六六九	渡邊きよ子	西伯郡沙村町西伯郡沙村生絲組合	一四、二、二七	一五、二、二四	
同	一五四	松本フミエ	同	六、七、一〇	一五、一、二二	
八とれ	七	村田 富藏	八頭郡賀茂村豊口製材所	九、五、一四	一二、七、二	
鳥とち	一二二	河上 一	鳥取市東品治町鳥取合同運送株式會社	一二、一、一	一五、二、一五	
氣き	一七	平田 源壹	氣高郡青谷町岸本製紙工場	一五、一、一五	一五、二、一	

同	一五 前田 清吉	同	一五、一、一四	一五、二、一
同	一六 田中みへ子	同	一五、一、一〇	一五、二、一
氣かね	一四 林 新一	同 金田 製紙工場	一五、一、五	一五、二、一
同	一五 福井 幸吉	同	一五、一、一〇	一五、二、一
同	一三 青木 吉郎	同	一四、一、一〇	一五、二、一

◇鳥取縣告示百五十六號  
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ  
昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 建築主ノ住所氏名 鳥取市東品治町四一二 川 上 喜 七
- 一 建築物ノ所在地 鳥取市本町一丁目七番地

- 一 建築物ノ用途 住宅 兼 店舗
- 一 構造種別 新築、木造屋根瓦葺二階建
- 一 建築物ノ面積 建築面積 六一・八三平方米  
突出セル部分 七・七六平方米
- 一 命令事項

- 一 本建築物ノ存続期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一 前項ノ存続期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人ニ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◇鳥取縣告示第百五十七號  
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可ス

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 建築主ノ住所氏名 鳥取市東品治町十番地ノ一 坂 田 辰 治
- 一 建築物ノ場所 鳥取市富安二一二番地ノ二
- 一 建築物ノ用途 飯 櫃 製 造 工 場

00553

- 一 構造種別 新築木造瓦葺平屋建 壹壹棟
- 一 建築物ノ面積 建築一面積 三三七・一六平方米  
突出セル部分 三〇・五〇平方米
- 一 命令事項

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他ハニ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取告示第百五十八號

鳥取縣常會指導委員會規程左ノ通定ム

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣常會指導委員會規程

- 第一條 本縣ニ常會指導委員會ヲ設ク
- 第二條 本委員會ハ常會ノ指導ニ關シ縣廳内各部課相互ノ連絡統制ヲ圖リ指導方針ヲ調査審議ス
- 第三條 本委員會ハ會長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス  
會長ハ知事、委員ハ各部長及各課長ヲ以テ之ニ充ツ  
委員中地方課長、時局課長、社會教育課長、規畫課長及警務課長ヲ常任トス

00554

- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ知事ノ指定シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 本委員會ニ幹事若干名ヲ置キ地方課、時局課、社會教育課、規畫課及警務課ニ於テ常會指導事務ニ當ル職員ヲ以テ之ニ充ツ  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第六條 本委員會ハ毎月定例日ニ之ヲ開ク

附 則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

公 告

早害對策應急施設事業施行準備ノ爲左記ノ通土地ニ立入測量検査ノ件許可シタルニ依リ土地收用法第九條第二項ニ依リ公告ス

昭和十五年三月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 起 業 者 鳥 取 縣
- 一 事業ノ種類 早害對策應急施設事業
- 一 立入ルヘキ土地ノ區域 西伯郡法勝寺村、天津村、手間村、東長田村

# 彙報

## 辭令

鳥取縣商工技手ニ任ス 森田 愷  
 機械工訓育所勤務ヲ命ス (以上二月廿四日付)  
 農林技手 吉村 傳治郎  
 蠶業取締所鳥取支所勤務ヲ命ス 農林技手 井上 善雄  
 蠶業取締所倉吉支所勤務ヲ命ス (以上二月廿六日付)  
 鳥取縣農林技手ニ任ス 山本 義一  
 經濟部林務課勤務ヲ命ス 金丸 義雄  
 鳥取縣農林技手ニ任ス  
 經濟部林務課勤務ヲ命ス

鳥取縣農林技手ニ任ス 永田 稔  
 農業水利改良事業北條用水出張所兼臨時水災復興事務局耕地係 倉吉派出所勤務ヲ命ス 小林 壽美夫  
 鳥取縣農林技手ニ任ス 臨時水災復興事務局耕地係倉吉派出所勤務ヲ命ス 湯淺 淳  
 鳥取縣農林技手ニ任ス 臨時水災復興事務局耕地係米子派出所勤務ヲ命ス (以上二月廿九日付)  
 鳥取縣立鳥取圖書館書記ニ任ス (以上三月一日付)  
 敘勲八等授瑞寶章 (通各) 安東 守政  
 森中 豊治  
 北山 重明 (以上二月十六日付)

00556

00555

## 人口動態一覽

昭和十五年一月分

	婚姻		離婚		出生		死亡		差引 増減
	男	女	男	女	男	女	男	女	
鳥取市	三五	三	八四	七	一五四	三九	四〇	七九	一
米子市	二元	二	五四	六六	二〇〇	三一	四七	八一	三
岩美郡	四	五	六六	六六	一三三	四三	三三	七四	一
八頭郡	三九	六	二〇〇	二九	二四九	六一	五五	二六	一
氣高郡	三六	四	一〇四	九六	二〇〇	六九	五四	一三三	三
東伯郡	九二	八	三二二	一九〇	四〇三	二二	九四	二〇七	五
西伯郡	七三	七	一六七	一五〇	三二七	八八	七	一六五	七
日野郡	二〇	二	四八	六二	一〇九	三二	二六	五七	二
計	三五六	三七	八五五	八八八	一、六八三	四七七	四三五	九〇一	二
前年同月	三六四	三六	八七三	八四八	一、七三二	五〇四	四五五	九五九	三九

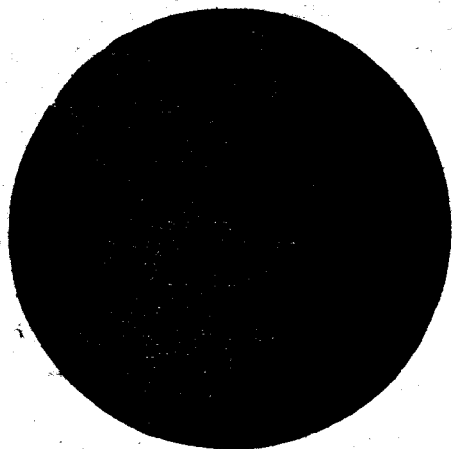
備考 表中 X印ハ本籍不明者 Δ印ハ男女兩性ヲ示ス O印ハ戸籍抹消 婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入りタル者及自市町村ニ於テ婚姻シタル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村ニ於テ離婚セル者ヲ掲ゲ

彙

報

第四十五號

專 變 特 報



舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

目 次

- 一 青少年雇入制限令に就いて……………(社 會 課) 三一頁
- 一 五箇條御誓文奉戴記念日……………(時 局 課) 三七頁
- 一 紙の消費とその節約……………(商工水産課) 四〇頁
- 一 早害造作……………(林 務 課) 四二頁
- 一 酒精原料……………(農 産 課) 四四頁
- 一 分村計畫の……………(規 畫 課) 四五頁
- 一 支那事變貯蓄債……………(時 局 課) 四九頁
- 一 青少年義勇軍鳥取中隊の編成……………(社 會 課) 五二頁
- 一 第三期の金集中運動……………(時 局 課) 五三頁
- 一 銃後の龜鑑……………(社 會 課) 五六頁

金の死蔵をやめしむ



青少年雇入 制限令に就いて

△雇入制限の趣旨▽

事變の進展と共に各方面勞務者の需要著しく増加し、最近では軍需産業、輸出産業、生活必需品産業などの緊要な産業のために要する勞務者が不足を告げるに至り、聖戦完遂上から云つても甚しい支障を來すやうになつた。然るに日滿支一帶の生産力擴充計畫の實施に伴つて、これから益々この勞務者の需要が増加することは當然の傾向であるから、政府では勞務動員計畫を設定してその調整を計つてゐるのであるが、全體として勞務者が著しく不足してゐる今日、これ等重要産業に必要な勞務者を充足確保

△雇入を制限される者▽

この制限令で雇入を制限される者は「滿十二歳以上滿三十歳未滿の男子」又は「滿十二歳以上滿二十歳未滿の女子」であつて、本令ではこれを青少年と稱してゐる。従つて滿三十歳以上の男子や滿二十歳以上の女子を雇入れることは本令では何等制限されてゐないのである。

△制限の除外▽

この制限令で雇入を制限される者は「滿十二歳以上滿三十歳未滿の男子」又は「滿十二歳以上滿二十歳未滿の女子」であつて、本令ではこれを青少年と稱してゐる。従つて滿三十歳以上の男子や滿二十歳以上の女子を雇入れることは本令では何等制限されてゐないのである。年齢が十二歳に達する時に新たに雇入れる者と見なされ、令本の制限を受けるのである。



前項に該当する年齢の者であつても左記の者はこの制限から除外されることになつてゐる。

- (1) 大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校、高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校、又は厚生大臣の指定する學校(養成所を含む)を卒業又は修了した者。

この厚生大臣の指定する學校は二月十五日官報、厚生省告示第二十六號で告示されてゐるがこの指定に於て注意すべきことは、商業學校は指定されてゐるが、中學校、農學校は指定されてゐないことである。商業學校を指定してその卒業者を雇入制限から除外したのは、その卒業者は學校の性質上商業部門に就職すべきものであるからであり、農學校を指定しなかつたのは本令は後に記すやうに農林水産業には適用しないことになつてゐるので、農學校卒業者が農林水産業に就職することは制限されないからである。

- (2) 學校卒業者使用制限令第一條の卒業者に於て前號に該当しない者。

これ等の者は別に學校卒業者使用制限令によつて制限されてゐるからである。

- (3) 厚生大臣の指定する検定若しくは試験に合格した者、又は厚生大臣の指定する免許を受けた者。

この検定、試験又は免許については二月十八日官報の厚生省告示第二十七號で告示されてゐるが、商業學校卒業程度の検定、電氣事業主任技術者・無線通信士の検定、航空・瓦斯・銃砲火藥・壓縮瓦斯・液化瓦斯等の技術に關する銓衡、船員・教員・醫師・齒科醫・獸醫・藥劑師・歸鐵工・汽罐士・電氣工事人・自動車運轉等の免許が指定されてゐる。

- (4) その他厚生大臣の指定する者。

この指定については青少年雇入制限令施行規則(二月十五日官報厚生省令第二號)に於て傷痍軍人(恩給法施行令第二十四條、同二、第三十一條の規定以上の者)及び身體の障害に因つて作業能力が著しく劣つてゐる者(職業紹介所長の認定による)を本令に依る雇入制限の對象

から除外されてゐる。これは、これ等の者は如何なる事業に於ても進んで雇入れられることが望しいからである。

△男子青少年の雇入制限▽

男子青少年(滿十二歳以上滿三十未歳)は左に掲げるいづれの場合以外は雇入れることが出来ないことになつてゐる。

- (1) 男子青少年の雇入員數が、命令を以て定むる員數に滿たざる場合に於て、その員數に滿つる迄之を雇入れる場合。

「命令を以て定むる員數」は青少年雇入制限令施行規則第二條に示されてゐるが、それは昭和十四年十二月三十一日現在に於て雇備してゐた男子青少年(日々雇備し居りたる者又は三十日未滿の期間を定めて雇備し居りたる者を除く)の員數の七割に相當する員數である。即ち昭和十四年十二月三十一日現在に於て雇備してゐた男子青少年の員數が七割以下に下つた場合、七割に達する迄雇入が出来るのである。言ひか

へれば昭和十四年十二月三十一日現在に雇備してゐた男子青少年の員數に缺員が生じても直に之を補充することは出来ぬのであつて、その缺員の數が三割以上になつた場合に於て始めて昭和十四年十二月三十一日現在の雇備員數の七割に達するまで補充することが出来るのである。なほ右の七割に相當する員數を算定するに當つて端數を生じた場合に於ては、これを繰上げて一と見なすことになつてゐる。

次に、右一般原則の例外とも云ふべきは、現に雇備する男子青少年中に入營又は應召中の者が居るときは、昭和十四年十二月三十一日現在の員數の七割に、入營又は應召中の男子青少年を加へた員數まで雇備することが出来るのである。

- (2) 厚生大臣の指定する事業を営む者が、その事業に使用すべき男子青少年の雇入につき命令の定むる所により地方長官の認可を受けたる場合。

「厚生大臣の指定する事業」は厚生省告示第二

十八號を以て軍需産業、生産力擴充産業、輸出産業等に亘り十七類百十七種の國策遂行上重要な事業が指定されてゐる。

而して「地方長官の認可」は雇入員數等の認可でなく、自由に男子青少年を雇入れ得べき認可であるから、右厚生大臣の指定する事業を營む者は地方長官の認可を受ければ雇入員數等の制限なく、大体自由に男子青少年の雇入が出来るのである。尤も地方長官の認可は期限又は條件を附することが出来るから、事業者はこの制限に従はねばならない。

尙本令施行の際、即ち三月一日に於てこの厚生大臣の指定する事業を營んでゐる者は、施行後六十日間は地方長官の認可を受けた者と見なされることになつてゐるが、六十日を過ぎると雇入の制限を受けることとなる。従つて認可を要する向は本令施行後六十日の間に地方長官の認可を受けねばならない。

(3) 男子青少年を雇備し得べき總員數につき命令の定むる所により職業紹介所長の認可を受けた場合

可を受けた場合に於てその員數に滿つる迄これを雇入れる場合。  
これは昭和十四年十二月三十一日現在に於て男子青少年を雇備してゐなかつた者が、その雇入の必要を生じた場合、七割以下に下らないでも缺員の補充を必要とする場合、又は現在の雇備員數を更に増員する必要がある場合に於ては所定の様式により申請して職業紹介所長の認可を受ければ、その認可を受けた員數までは雇入が出来るのである。

(4) 入營（應召の場合を含む）を命ぜられたる青少年を解備したる場合、又は雇備したる青少年の入營中雇備期間の滿了したる場合に於て、その青少年が退營（入營の際行ふ身體検査の結果歸郷を命ぜられたる場合を含む）した日より三月以内に再びこれを雇入れる場合。

この雇入は入營者職業保障法の規定するところでもあるので、本令の制限外とされてゐる。

(5) 其他命令を以て定むる場合。

施行規則に依つて左の場合が定められてゐる。この場合は男子青少年の雇入が制限されないものである。

- 1 日日男子青少年を雇入れる場合。但し三十日以上引續いて雇入れることは出来ない。
  - 2 三十日未滿の期間を定めて雇入れる場合。
  - 3 特に必要ある場合に於て、職業紹介所長の認可を受けた場合。
  - 4 工場事業場管理令に依り陸海軍大臣の管理する工場又は事業場に於て、同令に基づき人員の増加を命ぜられた場合。
  - 5 事業の譲渡があつた場合に於て、従前雇備してゐたものを引續き雇入れる場合。
  - 6 雇備する場所が内地以外に在る場合に於て、雇入員數につき厚生大臣又は地方長官の認可を受けた場合。
- △女子青少年の雇入制限

女子青少年、即ち年齢滿十二歳以上滿二十歳未滿の女子（特に制限の對象から除外されてゐる者を除く）の雇入は男子青少年の場合と異り特に厚生大臣の指定する業務に使用するため雇入れる場合だけを制限することになつてゐる。厚生大臣の指定する業務は厚生省告示第二十九號を以て定められてゐて、

- (1) 左の營業に關する業務
  - ① 料理店業（割烹店業、飲食店業、酒場業、カフェー業、喫茶店業、ミルクホール業其の他に之に類するものを含む）
  - ② 貸席業（貸座敷業、待合茶屋業、芝居茶屋業、遊船宿業其の他に之に類するものを含む）
  - ③ 娛樂場業（遊園地、遊技場（撞球、麻雀、ゴルフ、射的其の他公衆をして遊技をなさしむる場所を謂ふ）業、舞踏場（舞踏教授所を含む）業其の他に之に類するものを含む）
- (4) 興行場業、（劇場、映畫館、演藝場業

其他之に類するものを含む)  
二、藝妓(見習中の者を含む) 酌婦其の他之に類する業務

となつてゐる。即ち女子青少年はこれ等の業務に使用するため雇入れる場合は差當つて制限されないものである。その他の業務に使用するため雇入れる場合は差當つて制限されないのである。而して女子青少年をかゝる業務に使用するため雇入れる場合の制限の内容は、大體男子青少年の場合と同様である。

△青少年雇備名簿の備付

男子青少年又は指定業務に使用する女子青少年を常時五人以上雇備する工場、事業場、事務所、店舗その他青少年を雇備する場所毎に所定の様式による青少年雇備名簿を備付け、青少年の雇入、解雇に關する事項を記載すべきことになつてゐる。

但し工場法による職工名簿、又は鑛業法による鑛夫名簿を以てこれに代へることが出来る。

△報告、臨檢、検査

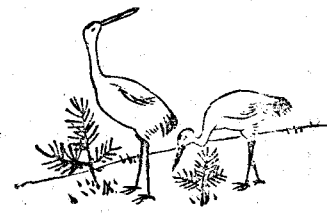
厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長は、青少年の雇入につき關係人から諸般の報告を徴することが出来る。又地方長官、職業紹介所長は當該官吏をして青少年を雇入れた者、又は雇入れんとする工場、事業場、事務所、店舗其他の場所に臨檢し、業務の状況又は帳簿書類を検査させることが出来る。而して當該官吏はこの場合その身分を示す證票を携帯することを要するのである。

△農林水産業に對する適用除外

農業、林業、畜産業、養蠶業、又は水産業に使用するため青少年を雇入れる場合には、その事業の特殊性に鑑み本令は適用されないことになつてゐる。

△罰則

本令に違反した者は國家總動員法第三十六條の規定に基いて一年以下の懲役、又は千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。



五箇條御誓文

奉戴記念日

慶應四年(明治元年)三月十四日、明治天皇は紫宸殿に出御遊ばされ、親王公卿諸公百官を率ひて天神地祇を祭り給ひ、長くも五箇條の御誓文を御親告遊ばされたのであつた。申すまでもなくこの御誓文は明治維新に於ける國是の大方針を示し給ふたものであるが、爾後我が國の發展は全くこの五箇條の御誓文を根幹として展開され來つたのである。今や聖戰下に皇紀二千六百年を迎へ、この意義深き御誓文奉戴の記念日に會して維新の當時を回想し、翻つて刻下

東亞新秩序建設途上の隆々たる我が國威を思つて實に感慨無量なるを覺える。

抑々明治維新は我が三千年の國史に於て最も光輝ある部分をなしてゐる。この光輝ある大維新が如何にして成し遂げられたかは一に明治天皇の大御稜威によるものである。岩倉具視公はこの大維新に參畫せられたる主要人士であるが、公は我が國の古典に精通してゐた玉松操の説に基き、維新の大業は建武の中興に則らずして神武創業の御精神に原づき、政治に大改革を施すべきを思つてこの趣を朝廷に申し上げ、天皇は之を御嘉納遊ばされて遂に王政復古の大號令の煥發となつたのである。之は慶應三年十二月の事であるが、年を越えて慶應四年即ち明治元年の正月早々には伏見鳥羽の戦が起り、續いて官軍が東に向ふといふやうな状態で、未だ國內は騒然たるものであつて諸公の中には猶向背に迷ふものもあつたのである。よつて朝廷に於かせられてはこゝに舊來の諸制度を一新し、庶政の改革を圖るべき國是の大方針を御宣布になり

人心の安撫に努め給ひ民志の嚮ふところを示し給ふに至つたのである。五箇條の御誓文は斯くの如くして御發布になつたのであつて、當初に於ては天皇が國是の大方針を公卿諸侯と御誓約になるといふ案であつたのであるが、それでは國體の本義に悖るといふので天皇が親しく天神地祇に誓はれ群臣、は之に隨ひ恭しく聖恩を奉戴いたすといふことになつたのである。茲に於て大御心にも叶ひ、五箇條の御誓文の尊いことが愈々闡明にせられたのである。

五箇條の御誓文に就て謹んでその大意を述べると、

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- とは公正なる公論に重きを置かせ給ふ御趣旨と拜察され、
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人
- 心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- と仰せられたのは、政治の要諦を申されたのであつて、時々その情勢に應じて適切なる政治を

行ふに當り、如何なる時代を通じても變らない根本の御精神を示させ給ふたものと拜察される

- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- とあるのは最も注意して拜讀すべき箇條であつて、「舊來ノ陋習ヲ破リ」とある短いお言葉の中に維新の大精神が端的に言ひ現はされてゐる。而して「天地ノ公道ニ基クヘシ」とこれを受け、時と處とを超越して萬古渝らざる「天地ノ公道ニ基ク」べき事を仰せられたのは洵に尊い御趣意と申さねばならぬ。四民平等何等差別的待遇を認めない所謂融和事業なども實にこの御趣意の表はれである。天地の公道に基いて總てが行はれるならば國家は常に平和であつて、國家は和を以て貴しとなさねばならぬのである。
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スヘシ
- とは文化方面に於て世界に接觸し、彼の長を採りてわがものとなし、文化の向上と國力の増進を圖り、以て大いに洪謨を翼賛し奉るの必要を

諭されたのである。

尙我々國民として忘れることの出来ないのは五箇條の御誓文の後にあるお言葉である。即ち我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ

朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

と仰せられてゐるのであつて、誠に有難い御思召のほどを拜察することが出来る。

之に對し奉り親王公卿諸公は

勅意宏遠誠に感銘ニ不堪今日ノ急務永世之基礎之他ニ出スヘカラス 臣等 謹テ

叡旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ匪勉從事冀クハ以テ

巖襟ヲ安シ奉ラン

と奉答申し上げてゐるのである。

而して更に 明治天皇はこの日 御震翰を賜り上記の御趣旨を諄々國民一般に御諭し遊ばされたのであるが、その 御震翰の冒頭に

朕幼弱ヲ以テ猝ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ

列祖ニ事ヘ奉ラント朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ

と仰せられ、又その中程に

朕コ、ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ

列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ闢

ハス親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニ

ハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ

國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置

カンコトヲ欲ス

と仰せられたのである。國の爲民の爲大御心をかくまでお惱まし遊ばされたことを拜し奉り、今日に於ても國民たるもの感泣せずして之を拜讀することは出来ないのである。

明治天皇には實に國歩艱難の際大統をお紹遊ばされ、維新の大業を御完成になり、遂に今日の國運隆昌の基礎をお築きになつた。我々國民はひとしくこの三月十四日を銘記し、 明治天皇の御恩澤を偲びまつると共に常に御誓文の精神を奉戴し、特に現下の非常時局に際しては愈々精忠の誠を效してこの聖業達成に邁進し、聖恩の萬一に報ひ奉らなければならぬ。

00569



### 紙の消費 とその節約

現代文化人は紙に慣れすぎてゐて紙の有難さを痛感してゐない。紙の大切なことは昔から知つて居り教へられてゐるが、案外呑氣に過してゐる。

紙こそ近代生活の米にも水にも匹敵する重要な地位を占めて居りながら、このやうに呑氣に見過されてゐるのは何故か、それは餘りに慣れすぎてゐるためでもあり、紙自體の普及が迅速であり過ぎたため需要者の知識が紙を追ひかけることが出来なかつたためでもあらうか。光圀公が紙の手漉を見せて消費節約の範を示されたり、松下禪尼が障子の繼張りを實行した話は知つてゐても、現代人の多くは廢紙の還元につ

いての努力をさけてゐる。紙屋が紙を大切にするといふ面白い話がある取引先や役所から配達された手紙の封筒は裏返しにして再び使用する。案内状や招待状は裏を利用して傳票に使用する。白紙と印刷ビラは丁寧に仕分けされて、不用紙は製紙工場の方に送られて元の紙に還元される……これはある製紙會社が如何に紙を大切にしているかのほんの一例に過ぎぬが、單に面白い話で見逃すことは出来ぬことである。

今や紙の消費は全國津々浦々に及んでゐるが紙は文化のパロメーターといはれてゐるだけに主なる使用者は新聞、雜誌、學校、諸官廳、會社方面に偏在してゐるといふことが出来やう。これ等の方面が消費節約、使用済用紙の回收をすればするだけ、一本の材木から多くの紙が取れることになる。従來暖房燃料とされたり塵芥と共に焼却された紙が、今後廢紙として全部製紙原料となり得るならば、相當に再生原料を増加し得ることになるのである。一枚の紙の表と

00570

裏まで使用されたらどれだけ經濟になるであらうか。

我が國の紙の消費増加は年々著しいものがある洋紙について調べれば明治初年のやうに數年にして倍加したことは別としても、數年前までは年々一割内外の割合を以て増進して來てゐる昭和四年頃からは世界的の大不景氣に直面して需要増加の進路に幾分の障礙があつたが、十年からは俄然増加に轉じて、十二年末に於ける我が國の消費高は一ヶ年一人當り三七・八一ポンドになつてゐる。米國の一人當り一九八・五七ポンド、英國の一四五・三五ポンドに較べれば遠く及ばないが、國運の進展に伴つて一層需要の増進すべきことは疑ふ餘地がないのである。こゝに紙の消費に關する合理化や節約の苦勞が存するのである。

昨年度の日本製紙聯合會加入會社の製造高比率を見ると次の如くその消費別狀況が判明する

上等印刷用紙 (單位バーセント) 四、六七

普通印刷用紙	八、八〇
筆記及び書用紙	二、五三
模造紙	四、五七
右計	二〇、五七
アート及び艶紙類	一、七三
ロール判紙類	一、六八
色紙類	〇、六八
包紙類	一三、七三
機械漉和紙類	二、〇九
板紙類	五、九四
雜種類	九、五七
右計	三五、四二
新聞用紙	四四、〇一
合計	一〇〇、〇〇

さて右の如く我が國の一人當りの紙の消費量は三七・八一ポンドに當るので、假に一世帯五人平均とすると一ヶ年に百八十九ポンドの紙が一軒の家で使はれたことになる。一ポンドを百二十匁として計算すると一ヶ年に二十一貫五百匁の紙が一軒の家で使用された勘定になる、か

00571

ふ云ふと驚くべき數量のやうであるが、新聞紙一枚が六匁半か七匁位で、新聞一日三枚として三百六十五日で千九十五枚となるからどんなに少く見積つても一軒一新聞を讀んでゐたら一ヶ年七八貫に當る紙を消費してゐる事になる。

一ヶ年間の新聞紙消費量は大約七千二百萬貫となつてゐるから、内地の世帯数を千三百萬として計算して見ると九千一百萬貫に該當し、まだ一世帯一新聞を讀んでゐないことを表してゐる。これでは文化國日本としてもこの點まだ不充分と云ふべきであつて、實を云ふと我が國の紙の消費量は世界順位第十五位で、文化尺度の目盛をもつと上げるためにはもつと消費したいところであるが、戰時下特に木材資源に不足をかこつ現狀としては、極力その消費を抑制せねばならぬはめにあるわけである。大新聞が十五段刷にし頁數を減少し、正午版を廢止してゐるのもこのためであつて、この際どうしても國をあげて紙の消費を抑へ、且つ廢紙の還元を細心の注意を傾けてその再生に努めねばならないの

である。



### 早害造林地改植事業

#### 補助に就て

事變の推移に伴つて纖維工業及び鑛山工業等が急速な進展を來し、木材の需要は夥しく激増し加ふるに外國材の輸入制限に因つて材價が昂騰したので、森林殊に民有林の濫伐傾向が著しくなつて植伐の均衡を失つてゐるのであるが、斯くては治山、治水上から云つても、將亦山林資源培養の見地から云つても洵に憂ふべき狀態である折柄、昨年は實に稀有の早魃で普通造林地に於ても尠からざる被害を蒙つてゐるので之等に對しては森林資源増植確保を必要とするので

00572

ある。  
本縣に於てはその應急對策として、國庫の助成を得て早害普通造林地の改植事業に補助金を交付することゝなつたのである。今その要綱を示せば次の如くであるから、右に該當の早害造林地改植を施行せんとするものは速に改植計畫を樹立して補助申請をせられたい。

#### 一 補助について

補助金の交付を受ける資格は公有、社寺有、私有の普通造林の人工植栽地にして昭和十四年中早害を受けたもの、改植費に對し、その費用の三分の二以内を補助せられ、改植は昭和十三年秋又は同十四年春に新植した造林地にして團狀に枯損し、且つ枯益面積の當該造林面積に對する割合が五割以上のものに限られてゐる。

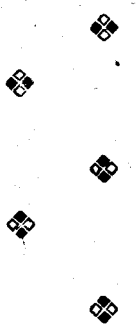
#### 二 申請について

補助金の交付を受けんとするものは所定の様式により申請書に實測又は見取團面を添付し知

事に差出すことゝなつてゐる。市町村其の他團體の場合は歳入出豫算書寫を添付することゝなつてゐる。

#### 三 その他について

- 1 事業完了したるときは直に所定の様式により事業完了届を知事に差出し、又事業完了後三ヶ年間は補植手入の義務を有するのである。
- 2 本要綱又は補助金交付の條件に違背し、指定の期間内に事業を完了し能はざるとき不正の行爲ありたるときは補助金の一部若しくは全部の返還を命ぜられることゝなつてゐる。





酒精原料  
「甘 蒔」

江戸の蘭學者で甘蒔先生と云はれた青木昆陽が「蕃蒔考」を著して甘蒔の栽培を天下に廣めたのは徳川八代將軍吉宗の頃、即ち大岡越前守全盛の時代であつた。元來甘蒔が支那琉球を経て薩摩に渡來したのは元祿年間で、昆陽より七十年前も前であるから、昆陽に至つて特にこの栽培を強調するに至つた原因は當時の緊迫した時勢に伴ふ食糧問題に存すること云ふまでもない。そして徳川時代の準戰時代とも云ふべき幕末に食糧政策の重大任務を果した甘蒔は、今やアルコール製造原料と云ふ國策第一線に立つて軍用資源としての役割を果してゐる譯である。

今日往來を走つてゐる自動車やオートバイ用ガソリンは、もう皆約一割のアルコールが混入

されてゐるのであつて、將來はその混入率を二割位まで引上げられることになつてゐる。

何と云つても國內消費量の九割までを輸入に仰かねばならぬガソリンは「血の一滴」よりも尊いと云はれる大切なものである。この大切な、しかも日本に殆ど無い礦物資源のガソリンを、人の力で増減の出来る植物資源に置き換へようとするのが甘蒔の増産計畫である。而もガソリン中に二割位のアルコールを混入して燃料とする事は、燃料として何等能率に變りがないのみならず、自動車の場合などでは寧ろこの混合ガソリンの方が良く、同時に壓縮度も高まつて馬力發生も強いと云ふ事が立證されてゐる位である。アルコールの專賣は丁度昭和十二年から實施されて、事變勃發と共に戰時燃料確保の爲に大きな役割を果すこととなつたのであるが、昨年度は五工場の操業によつて約六萬石に近いアルコールを製造されたのであつた。アルコール一石を製造するためには甘蒔三百三十貫、馬鈴薯だと更に多く五百十三貫が原料として必要であ

るから、ガソリン混入二割が實現されることになれば六億貫の甘蒔が必要となるわけである。

大體從來の全國甘蒔年産額は十億貫と見られてゐるが、その中からアルコール原料として多量の甘蒔を買上げられることは、需給關係に相當の困難を生ずるものと考へねばならない。現に一昨年は專賣局の買上値段が生一貫目につき一等八錢、二等七錢、三等六錢と定められてゐたところ、市價の方が非常に上廻りし、昨年は買上値を二錢方引上げて十錢、九錢、八錢となつたが、その後また需給が窮屈になつて原料購買上困難を生じたのであつた。

従つて今後益々甘蒔の大増産を圖らねばこの國策に副ふことが出来ないわけである。政府の計畫では十五年度の酒精原料甘蒔は一躍二億八千四百萬貫に増加し、その後一年に一億貫近く増産させて昭和十八年には五六億貫を確保せねばならぬ計畫になつてゐる。

昨年は本縣に於ても各地方とも甘蒔増産に非常な努力を拂つて來たのであつたが、不幸稀

有の大旱魃に見舞はれて思ふやうに増産されなかつたのは甚だ遺憾であつた。今年には愈々奮勵して山野の開墾に努め、其の他あらゆる地域を利用してこの重要な甘蒔増産に拍車をかけねばならないのである。恰も甘蒔苗植込みの時期に當り、農家の積極的増植計畫を期待する次第である。

(甘蒔栽培の方法については、本報第九號に「酒精原料甘蒔耕種改善規程」が記載してあるから参照せられたい。)

.....(◎).....



分村計畫

の

指導精神

△分村計畫とは何か

分村と云ふ言葉は今日の歴史

的な社會運動以前にあつたに違ひないし又従つてさうした、仕事も昔からあつたに違ひない。いやしくも農地開拓の事業のある所、分村運動があつたと云ふことも出来るのである。然しながら今日提唱されてゐるところの分村計畫運動なるものは、滿洲への分村計畫であり、又、一定の歴史的の意義と性質と使命とを有するものである。それは分村一般でもなければ、只單に分家する如く分村するものでもない。一定の社會改造目的の下に行はれるものである。故に、滿洲への分村計畫を單なる大量移民編成行爲と考へる譯には行かぬし、土地人口の調整對策とのみ考へることも不充分である。

△精神運動として

農村に巻き起されてゐる此の運動には多分に理想追求的の色彩が濃厚である。いづれの計畫に於ても、母村の状態を改善せんとする目的が明示せられて居るのである。村にとゞまつてゐては前途に希望がない連中が、新しい天地を求めて行かんとする運動ではなくて、我が郷土を美はしく住心地よきものにする仕事と不可分なものである。そして又、それが單に經濟状態だけでなく、精神運動を基礎とするものが多いのである。否、新しき社會の建設を結果すべき精神運動と理解し、展開して行かなくてはならない所に、この分村計畫の歴史的特異性があり、本質があると思ふ。このことはこの運動を實踐せんとする人々の特に心得なくてはならない點である。

この傾向と事實とは、滿洲への移民運動を、分村計畫の形式で進めた最初の村と考へられる所の宮城縣遠田郡の南郷村の分村計畫に於て既に端明に物語られてゐる。この村の分村計畫は安定せる農業經營面積を一戸當り三町歩とし、

現在の耕地千八百町歩では、六百戸を以て標準抱容農家戸數と考へ、現在千五戸の農家を分つて、四百五戸を滿洲に四ヶ年計畫で計畫的組織的に移住せしめんとするのである。

其の他山形縣東田川郡大和村、長野縣下伊那郡河野村、同縣北佐久郡平根村、新潟縣刈羽郡南鯖石村を初め、今日全國で分村計畫をやつてゐる村は仲々多數に上つてゐるが其の内農林省に於て助成せるものは、昭和十三年度に於て二七五ヶ町村、同十四年に於て四五ヶ町村に達する、之等の分村計畫が、決して出稼移民的のものではなくて、皆大きな國民精神の發露として動かされつゝあることを感ぜざるを得ないのである。外に於ける如く、内に於て如何なる村を理想とするか、當然的に考へられてゐるのである。

△郷土の中農化

この點に關して注目すべきものは、その安定農家創設主義である。村にゐて食へぬものが自

己の生活を求めて出て行くのではなくて、母村の状態そのものを良くするにはどうしたらよいかと云ふことを同時に考へて、それに對して農業經營の出来る程度の耕地の耕作が出来るやうに、農家と農地との關係を適度に調整すること計畫するのである。

たとへば五百戸の村で耕地が五百町歩ありとする。その場合では一戸當り一町歩の耕地しか割當らない。この村で假りに農家として安定した經營をなすには二町歩が適當であるとする。農家は二百五十戸に止めることが必要である。殘餘の二百五十戸が超過戸數であつて、これを移して新しい村を滿洲へ作らうと云ふのであるが、この二百五十戸が分村した後で母村で從來通り分家したり、入寄留をさせたりしてゐては又もや耕地の爭奪が行はれ、いつまでたつても農家の生活安定は得難いそれで分村計畫と同時に、母村には農家と耕地との關係を適度に保つための方策がとられなくてはならない。



△御國の土臺を固めるために  
かくの如き戸數制限主義は、つまりその根本には、家族の自家勞力を基本として最も合理的な基礎を確立することが、立派な住み良い郷土を作る所以であり、國家の根幹たる農村はかくの如きものたるべしと云ふ農家に對する理想を含んでゐる。一國の農業政策を中農層の維持確立に置かんとする理想をこの分村計畫は内包するものなのである。而してこの事は單に農村の階級構成に對する方針であるのみならず、日本精神を指導原理とする社會改造思想に直接結合するものである。

即ち、農村人口を適度に減少せしめて一戸當りの耕地をひろげれば生活が樂になるから、それで分村するのだと云ふ風に考へるのは甚だしく淺薄なる理解なのである。むしろ、所謂中農化することが最もよき國家の基礎を固める上に必要なるが故に、耕地人口の調整と云ふことになるのであつて、出發點があくまで日本の御國の土臺を固めるには農民はどうすればよいか

と云ふ見地から出るのである。そしてその一應の結論が農民をして中農化することが農民をしてその本分をつくさしめる道であると云ふのである。そこに分村計畫の國內的出發點があるのである。

△建國運動の延長

かくして、よりよき日本の土臺を固めると共に、新しい滿洲の地に又よりよき理想郷を建設しようとするのがこの分村運動である。即ち分村計畫は二千六百年前の建國運動の延長である國初以來生々躍動せる日本民族の理想、信仰の正常なる發揚として行はれんとするものである。分村計畫は世界の荒地を開拓し、世界人類の心田を開拓して行く運動で、當面の任務として滿洲建國に向つて具體化せんとするものである。従つて良き村を滿洲に作るのみならず、この心は同時に國內に於ては自ら今日の社會經濟機構の改善を志し、ます／＼よき村を國內にも作ることに努力することを除外するものではない。だから分村計畫は建國運動であると同一

時に、母村の更生運動と共に不可分である。それは換言すれば新しい日本の建設運動でなくてはならない。



支那事變  
貯蓄債券  
の使命

光輝ある紀元二千六百年を記念する本年最初の第十六回支那事變貯蓄債券を、目下日本勸業銀行で賣出しを行つてゐるが、此の債券は、從來の貯蓄債券に較べて割増金及び中途償還割合が非常に多い。賣出し期日は本月の五日から二十六日までであつて、一枚の額面金額十五圓のものも十圓で賣出してゐる。發行總額は五千二

百五十萬圓で其の賣上金は三千五百萬圓である。抽籤は毎年六月と十二月の二回行はれるのであつて、割増金は一等が千五百圓で當籤本數が百五本、二等が百圓で三百五十本、三等が十圓で一萬三千五百四十五本の多きに達して居る。而も從來は「ナキ分」として割増金の付かぬものが相當にあつたのであるが、今回は「ナキ分」は全然なく、最終償還以外の當籤分には全部割増金が付くことになつてゐる。

此の貯蓄債券は昭和十二年第一回の賣出し以來九回に及び、其の賣上金も二億四千萬圓に達し、今回の賣上金三千五百萬圓を合せると二億七千五百萬圓に達するのである。尙ほ此の賣上金は、全部日本勸業銀行から大藏省預金部に預入されて國債の消化に充當されてゐる。

今次事變に於ける戦費は、本年三月末日まで百十九億八千萬圓といふ巨額の軍事費が決定されて居り、十五年度豫算の臨時軍事費四十四億六千萬圓と合すれば、實に百六十四億四千萬圓となり、日清戦争の戦費一億七千八百餘萬圓

に較べると其の九十二倍、日露戦争の戦費十五億圓に較べる時は其の十倍になつてゐる。而も今後の情勢如何に依つては、尙ほ相當多額の軍事費が計上されるものと覺悟しなければならぬのであつて、之を以て見ても近代戦が如何に經濟戦であるか分るのである。

更に事變處理、大陸開發のためには大いに生産力の擴充を圖らなければならないので、我々國民は此の大なる聖業達成に向つて全國民が眞に一心一丸となり、盡忠報國の念に燃へ立つて資金の蓄積、物資の節約、銃後經濟の確保に邁進しなければならぬ。

國民經濟の基礎をなす通貨の事態に即應した調整は緊切缺くべからざる根本的のものであつて、従つて之に對する問題として國民購買力の規正と云ふことが必須條件となり、之がため貯蓄債券の使命も重大となつて來るのである。

元來此の貯蓄債券は日露戦争當時と關東大震災直後の二回發行されてゐるが、何れも國家非常の場合に、巨額の政府資金が撤布された時に

發行されるものであつて、今回の支那事變貯蓄債券は三回目のもので、あつて其の發行目的も亦前二回と同じく零細資金の吸収にあることは云ふまでもないのである。

以上の意味に於て國民が貯蓄債券を購入することは、即ち此の債券を通じて戦線に活躍する忠勇なる將兵に必要な武器、彈藥、食糧、衣服等を供給することになり、従つて國策に協力することになるのである。又他面年二回の抽籤を樂しみ、而も知らず識らずの中に貯蓄すると云ふ所謂趣味と實益とを兼ねた一石二鳥の貯蓄方法とも云へるのである。

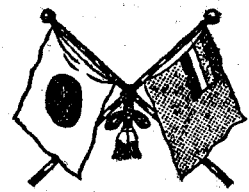
今回の發行は建國二千六百年の大業を壽ぎ、千歳一遇の喜びを記念すべきものであるのみならず、時恰も學童の卒業或は入學期に當るので此の記念として學童に一枚購入させることは、即ち童心にも貯蓄の意義を教へ、時局の重大さと將兵に對する感謝とを、無言の中に示唆する生きた材料になるのである次に昭和十二年第一回發行以來の支那事變貯蓄債券の買上高を地

方別に記すと次の如くである。

北海道	五、七八七、一二五
青森縣	一、二七七、三八五
岩手縣	一、一五一、三九〇
宮城縣	一、七三二、二八〇
秋田縣	一、一八四、一〇五
山形縣	一、六一四、五二〇
福島縣	一、八〇〇、一六〇
茨城縣	二、一三六、一一五
栃木縣	一、九〇三、九九〇
群馬縣	二、三四八、一六五
群馬縣	二、六七二、九五五
千葉縣	二、四九六、四七五
東京府	四六、四六七、一五五
神奈川縣	七、一七七、八四五
新潟縣	四、〇一〇、六二〇
富山縣	二、一三〇、六五五
石川縣	二、二七九、七六五

福井縣	一、八九五、七〇五
山梨縣	一、一六二、八九五
長野縣	三、五三七、〇九〇
岐阜縣	三、〇九五、七一五
靜岡縣	五、二五一、三三五
愛知縣	一、一七二、八六二
三重縣	四、三八一、九七〇
滋賀縣	二、七六四、〇五〇
京都府	八、七二五、七五五
大阪府	三一、七八六、九五五
兵庫縣	二、三六四、七五〇
奈良縣	一、五〇九、四五五
和歌山縣	二、〇〇二、三三〇
鳥取縣	一、〇七五、九九〇
島根縣	一、三六七、九八五
岡山縣	二、五三八、二三五
廣島縣	七、九三三、二九五
山口縣	三、六六三、六六〇
徳島縣	一、四五九、一一五
香川縣	一、七四〇、五三〇

愛媛縣	二、〇四九、四九〇
高知縣	一、〇一八、五二五
福岡縣	一〇、七七一、一六〇
佐賀縣	一、四五九、七九五
長崎縣	四、二八〇、二六〇
熊本縣	二、七九二、九〇〇
熊本縣	一、八二三、四三五
大分縣	一、〇五〇、八八〇
宮崎縣	一、七〇五、八〇五
鹿兒島縣	二七四、四七五
沖繩縣	四、三三三、七二二
臺灣縣	七、〇〇三、二一五
朝鮮縣	四四八、〇六〇
樺太縣	一三三、〇四五
南洋縣	四〇、四三五
關東縣	一、三二一、三一五
支那縣	二九一、三九〇
蒙疆縣	一三、九〇〇
其他	五三、〇五五
計	二四〇、〇〇〇、〇〇〇



青少年義勇隊  
鳥取中隊  
の編成

本年第一次滿蒙開拓青少年義勇軍鳥取中隊三百四十七名、中隊長加藤律氏、教學指導員谷尾虎雄氏、農事指導員池本良信氏の一行は、三月十三日正午までに鳥取縣廳前に集合し、それより縣會議事堂に於ける送行會、鳥取市公設グラウンドに於ける中小隊編成及び閱兵分列式豫行等をなして同夜は鳥取市公會堂の宿舎に一泊、翌十四日午前七時より祈願祭に列し、それより公設グラウンドに於て閱兵分列式を終りて後、縣廳員の歡送を受け午前十時縣廳出發、若櫻街道を進行して驛に至つたのであるが、驛頭にては黒田縣會議長、塙聯隊區司令官及び庄司聯隊長等名士の訓示激勵に次いで加藤中隊長の答辭ありて

少憩の上、二隊に別れて午前十時五十七分と午後一時四十九分の鳥取驛發上り列車で勇躍出發した。  
これ等の三百四十七名の義勇軍は茨城縣内原訓練所に入所して、こゝで二ヶ月間の訓練を行つて五月下旬又は六月上旬頃渡滿し、いよいよ新與滿蒙の曠野に鐵を振ることになつてゐる。尙は義勇軍出身者を郡市別にすると次の如くである。

鳥取市	(●)	二五名
岩美郡	(●)	一六名
氣高郡	(●)	三四名
八頭郡	(●)	五八名
東伯郡	(●)	八六名
西伯郡	(●)	一〇三名
日野郡	(●)	二三名



第三期の  
金集中運動

鳥取縣では第一期、第二期の金賣却週間に依つて金の集中に努めて來たが、縣下にはまだ金所有者にして賣却しない者が相當多數にあるので、今回更に共同賣却を要する町村、並に共同賣却を行はず、任意の銀行に賣却を行ふもの、二種に分けて金の集中を行ふことになつた。  
共同賣却を行ふものは銀行、時計商が其の町村内又は隣接地になく相當人員保有者のある町村であつて、之等の町村には第二期(昨年十月下旬から十二月上旬に亘つて行はれた)共同賣却の方法に準じて銀行、時計商が出張し、政府への賣却取扱ひを行ふことになつてゐる。  
共同賣却を行はず任意の銀行に賣却を行ふものは銀行、時計商が其の市町村内又は隣接地にある市町村であつて、賣却日たる本月の二十五

日に任意の銀行に持参して政府への賣却手續きを行ふものである。此の方法は他の賣却方法に較べて最も安全確實な方法であつて、賣却代金を急ぐ者は共同賣却と共同賣却でないかを問はず日本銀行の鑑定に依る政府への賣却方法を選ぶのがよい。

金製品中夾雜物の取外しを要するものは最寄時計商に於て賣却日の前日、若くは當日行ふとよい。又銀行、時計商が遠隔の地にある町村は夾雜物の取外し、代替品の斡旋、銀行への賣却手續等町村當局に於て本人に代り之を行ひ便宜を與へることになつて居る。

勸奨状及び報告書が縣より各市町村へ既に發送してあるから、金保有調査員は賣却期日の二、三日前に之を配布して其の際口頭を以て、勸奨し又婦人會員も此の趣旨に協力し金保有調査區毎に各分擔を定めて極力勸奨するやうにした。更に常會に依るが最もよいのであるが、開催期日の關係上不可能なものは、他の適當な方法に依つて賣却の趣旨を徹底させ勸勵するや

うにしたい。之は共同賣却の場合も同じである。

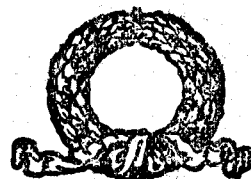
調査員は未賣却品中に賜品國寶又は重要美術指定品に該當し、賣却することの出来ないものは其の理由を詳記し、報告書を本月二十八日までに町村へ提出、町村は更に同様式の集計表を附して本月末日限り縣へ提出することになつてゐる。

尙共同賣却を行ふ町村並に銀行、時計商及び其の出張日は次の如くである。

町村名	出張銀行名	出張時計商名
岩美郡	出張銀行名	出張時計商名
浦富	三月十六日	松銀岩井支店
大岩	十四日	同
蒲生	十五日	同
八頭郡		
西郷	十八日	松銀河原支店
佐治	十六日	松銀用瀬支店
子比	十四日	同
		若櫻支店

八東	三月十五日	松銀那家支店	同
國中	十四日	同	同
船岡	十五日	同	同
大伊	十六日	同	同
中私都	十八日	同	同
氣高郡			
鹿野	十五日	米銀鹿野出張所	鳥
正條	十四日	同	同
寶木	十六日	同	同
東伯郡			
日下	十五日	松銀上井支店	松
淺津	十四日	米銀橋津支店	同
橋津	十六日	同	同
大誠	十八日	同	倉
下北條	十九日	松銀上井支店	同
中北條	十八日	同	同
小鴨	十四日	同	同
旭	十五日	米銀倉吉支店	同
北谷	十六日	松銀倉吉支店	同
三朝	十四日	米銀同	同

小鹿	十五日	同	同
以西	十六日	松銀八橋支店	同
南谷	十八日	米銀倉吉支店	同
西伯郡			
所子	十四日	米銀淀江支店	淀
大山	十五日	同	同
光德	十六日	松銀御來屋支店	同
逢坂	十八日	松銀御來屋支店	淀
手間	十四日	同	米
天津	十五日	安銀米子支店	同
法勝寺	十六日	松銀法勝寺出張所	同
中濱	十八日	米銀境支店	境
日野郡			
根雨	十四日	松銀根雨支店	米
黒坂	十五日	米銀黒坂支店	同
江尾	十六日	松銀江尾支店	同
日野上	十四日	米銀矢戸支店	同
日野	十六日	松銀根雨支店	同



銃の鑑

今次事變に散華した今村福太郎君の實家は、東京市深川區永代町の、戸惑ひするやうな薄暗い露地つゞきの行き止まりで、見すばらしい入口を入ると、直ぐに突當る三疊の間、それが寢室であり食事場であり、且つ座敷であつて、この一隅にありし日の今村上等兵の寫眞が飾られてある。

築地本願寺の導師狩野獲麟師は、肅々とする雨の日今村君の實家を弔問した。老父菊松氏は「福太郎は私の長男で、二十二歳で現役の儘出征し、あちこち轉戦した末に、大同附近の戦で戦死を遂げました。出征前は三越の配達夫を勤めて、私等夫婦を養つて呉れて居りました

いはゞ杖柱の長男を取られて嬉しいことはありませんが、お蔭で本願寺様のお經を戴くなど、冥加なことをござります。實は私は石川縣の生れで、東京へ出て五十年にもなりますが、御覽の通りの貧乏世帯で、佛壇さへござんせん。が伴がいよゝ戦死と分りました時、それでは濟まぬと婆さんと相談し、密柑箱を毀はして拵へましたのが、今拜んで戴きました佛壇でございます」

と語つた。老父は毎日あさり貝を買ひ歩き、又は薪、雜荷等の運搬をなし、老母はその手傳ひ、或は封筒貼りの内職と云ふしがない生活で今村上等兵の姉は他へ縁づき、十六になる弟が一人ゐるが、これが七つの時臘膜炎を患ひ、現在では唯生きて居るだけと云ふ白痴の身である。

導師狩野獲麟師は、軍事扶助を受けてはと持出したが、

「軍事扶助法のお話は區役所の方から伺ひました。忝けないことでございます。だが私達は

それ程までに暮りても居りません。まだ當分は婆さんと一緒に稼いで、どうにか食べて參れます。今からお上の御厄介になつては、御國のためにお役に立つた伴に面目なくなつてたまりません。伴の忠魂に對して扶助のことは御辭退申しました」

と老父は健氣に云ふのだつた。その後老父菊松氏は區役所兵事課に行き、伴が戦死した實況を教へて呉れと頼んだ。兵事課では返答に迷つたが、軍からの通知、それに福太郎君が戦地から送つた手紙等照り合せて、前後八回の激戦に參加したことが分つたので、そのことを告げると老父は非常に喜んだ。

導師狩野獲麟師は、この老父の態度を目前に見聞し、而も眞宗信者であることに二重の喜びを覺へ直に本願寺本山に申請し、亡き福太郎君の靈に「忠誠院」の院號を下附して貰つたのであつた。

更に導師は、この話を自分一人の胸に止めて置くのは勿体ないと思ひ、當派の經營する幼稚

園の園兒、或はその父兄達にも始終を傳へ、小遣儀の中から幾らかでもこの老爺に見舞を贈るやう申添へたところ、即座に二十圓餘の金が集つたので、導師は園兒を連れて老父を訪ねた。その時老父は可憐な園兒を眺め、目をしばたいて喜んだ。

ところが數日の後、導師が再び同家を訪ふと「あなたに濟まぬことを致しました」

と小聲で云ふので、導師は怪しんで「それは又どうして……」と訊くと、

「實はこの間頂戴致しました折角のお見舞金を献金致してしまひまして……」

導師は瞬間頭をグワンと殿られた如くに感じた

と云ふことである。老父は更に語をつゞけて、

「實は平素から多少でも献金が出来たらと思ひ、二、三度警察へ願ひ出たこともあります。ところが、警察では私の生計をよく御存知のため、志は結構だが、君の場合は自分だけの家業を大切に、家族の者が生きて行くやうにするのが何よりの御奉公だからとて、なか／＼受

取つて下さいません。そこで自分の金では駄目だから、先日戴いた見舞金は全く餘分のものであり、それに亡くなつた伴の戦友達が、今以て悪戦苦闘して居られる際、もしこの金をそれらの方を多少でも慰めて上げる資金に充て、戴いたら、定めし伴も喜びませうからと、かう云つて遮二無二差出しましたら、警察の方でも初めて受取つて下さいました譯でして……」

と語るのだつた。之を聞いた導師はこの老父の前に思はず合掌したとのことである。

護國の勇士の父今村菊松翁は、惜しや昨年七月十日、伴福太郎君の新盆に先立つて長逝されたが、生きてゐたその境涯こそ、貧しく且つ惨めだつたが、この老父こそ眞の日本人であり眞の勇士の父でなくてなんであらう。



三月十三日発行「週報」並「寫眞週報」掲載内容  
左記ノ通

寫眞週報第七號掲載内容

- 表紙 語る江精衛氏
- 南京に春着ける日
- 渡野丸事件の獨人船客九名英艦構内に彌送す
- 自給自足の被服部隊
- 水の防壁、オランダ國防軍
- 廣東の元節
- 廣陽戰艦祝賀會、廣東
- 絲を吐く蠶繭動員、科學教室、外貨獲得の第一線の戦士生
- 毛蟲の生産に今一段科學的改良が出来た
- 毛蟲の総動員は出来ないものだらうか
- 毛蟲の生産に今一段科學的改良が出来た
- 毛蟲の総動員は出来ないものだらうか
- 大體の花嫁一年生、栃木縣の興亞少女隊訓練
- 讀者のカメラ
- 支那新中央政府の誕生、日支關係はどうなるか
- 議會常議、議事はどう進むか (下)
- 奉天會戰の追憶、豫城兵圍戰記
- 春の科學、タンポポを食べましょう
- 英獨佛の文化戰線(中)フランス篇
- 標準混食獻立
- 海外小話
- 寫眞週報問答
- 淺蕨
- 〇銚後點綴

週報第七十八號掲載内容

- 支那新中央政府成立の経緯
- 最近の國鐵旅客輸送
- 維新政府水陸軍の現況
- 輸出振興と損失補償制度
- ソ芬戰爭の經過
- ソ芬戰爭と北歐の情勢
- 別寄稿二千六百年史抄(六)
- (内) 閣情報 (省) 部
- (海) 軍省海軍軍事普及部
- (陸) 軍省陸軍軍事情報局
- (實) 務省
- (小) 務省
- (業) 務省
- (池) 務省
- (電) 務省

昭和十五年三月十五日印刷  
昭和十五年三月十五日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町